

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	株式会社オプティム
【英訳名】	OPTIM CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅谷 俊二
【最高財務責任者の役職氏名】	管理担当取締役 林 昭宏
【本店の所在の場所】	佐賀県佐賀市本庄町1
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長菅谷俊二及び最高財務責任者林昭宏は、当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであるため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社5社及び持分法適用会社5社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社5社及び持分法適用会社5社につきましては、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、まず、重要な事業拠点の選定においては、当社グループがライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業を主に営んでいることから、売上高を指標とすることが適切であると判断し、その比率としては3分の2以上とすることが適切と判断しました。その上でこの基準に満たない場合でも、財務報告へ及ぼす影響を勘案しリスクが高いと判断する場合には、評価範囲に加えることとしております。以上を前提に鑑みると、当社全体の売上高の金額が当連結会計年度の売上高の3分の2以上となることから、当社全体を重要な事業拠点としました。また、評価対象とする業務プロセスの識別については、前述のように、当社グループがライセンス販売・保守サポートサービス（オプティマル）事業を主に営んでいることから、事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、ソフトウェア（ソフトウェア仮勘定を含む）、製造原価及び外注費を選定し、これに関わる業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスについては、選定外の勘定科目であっても、財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして評価の対象に追加することとしております。なお、当連結会計年度においては、財務報告への影響を勘案して研究開発費、繰延税金資産、賞与引当金、関係会社株式等を重要な業務プロセスとして追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。